

柳田国男、官界を去る

永井 和

はじめに

柳田国男は一九一九年二月に貴族院書記官長を辞職し、一九〇〇年に農商務省に入省して以来、二〇年に及ぶ官界生活に自ら終止符を打った。辞職の直接の原因が貴族院議長徳川家達との不和・確執にあったことはよく知られている。柳田の人生の一大転機となった貴族院書記官長辞職については、すでに橋川文三「柳田国男 その人間と思想」『近代日本政治思想の諸相』（未来社、一九六八年）、牧田茂『柳田国男』（中公新書、一九七二年）、牧田茂編『評伝柳田国男』（日本書籍、一九七九年）、岩本由輝『柳田国男』（柏書房、一九八二年）、岡谷公二『貴族院書記官長柳田国男』（筑摩書房、一九八五年）などの先行研究があり（とくに岡谷のものは詳細である）、柳田国男研究会編『柳田国男伝』（三一書房、一九八八年）はそれらをふまえて官界を去るにいたった事情を描いている。これらの先行研究は、資料的には、主として柳田自身の日記や回想（たとえば『故郷七十年』）、内閣総理大臣として徳川から柳田の罷免、転任に協力を求められた原敬の日記、さらに当時の新聞記事などに依拠して書かれている。これらにより、柳田の辞職の原因が徳川との根深い感情的対立とそれに由来する不和・確執にあったことが明らかにされたのだが、その細部にわたっては、まだ曖昧な部分が多く残されている。

数年前から私は数人の知己とともに、「倉富勇三郎日記」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)の解説と翻刻を進めているが、最近この倉富日記の中に、柳田の貴族院書記官長辞任にまつわる情報が含まれているのを発見した。その中には、柳田と倉富との間で交わされた会話の要領筆記、すなわちこの問題に対する柳田自身の肉声ともいうべきものが含まれている。それらは大筋において、辞職の経緯と理由についての従来を理解を補強する内容であって、それに大きな変更をせまるものではない。しかし、今まで知られていなかった事実もいくつが含まれており、何よりも事件当時の柳田の肉声を伝える史料としてはなほだ興味深いと思われるので、ここに簡単に紹介しておきたい。

一、倉富勇三郎と柳田直平

倉富勇三郎は福岡県に生まれ、父親は久留米藩の藩儒であった。司法省に出仕し、判事、司法省参事官、同民刑局長、大審院検事、大阪控訴院検事長、東京控訴院検事長を経て、韓国政府の日本人顧問となり、一九〇七年に韓国法部次官、一九一〇年に朝鮮総督府司法部長官となっている。一九一三年に第一次山本権兵衛内閣の法制局長官に転じ、貴族院議員(勅選)をつとめたあと、一九一六年一〇月に宮内省の帝室会計審査局長官に就任、柳田の辞職当時もその職にあった。

柳田は一九〇二年に農商務省から法制局に転出し、一九一四年四月二三日付で貴族院書記官長に任命されるまで、約一二年間にわたり法制局に在籍した。倉富の法制局長官退任は一九一四年四月二五日付であるので、倉富は柳田が仕えた最後の法制局長官ということになる。柳田と倉富の間には公務上での交渉があったのである。もつとも、大正時代の倉富日記は一九一九年一月一日以降の分のみが残されているにすぎないので、法制局時代の倉富と柳田との関係について倉富日記から何かを知ることができない。

柳田の『故郷七十年』に一力所だけ倉富が登場する。柳田の甥で早逝した矢田部雄吉を悼む碑文(墓碑銘)を柳田

が漢文で書いたところ、柳田の養父である柳田直平が「親友で同じく法律家であり漢学者でもあった、倉富勇三郎さんにそれを見せたらしい。すると倉富さんは甥が柔道の黒帯だったので黒帯といふ文字などを使って素人目にいゝやうに直してしまった。せつかく槐南先生（森槐南 引用者注）に手を入れていたゞいてよく出来たと思つてゐるのをさらにまた直されたりして、このときは大分私も憂うつになつてしまつたことがある。しかし、碑文は結局もとのまゝで谷中にたてることになつた」と柳田は記している。

矢田部雄吉が亡くなったのは、柳田の長女が生まれて一週間もたたぬうちであつたと同じ文章に書かれているので、一九〇九年頃と思われるが、柳田の碑文は一周忌に間に合わなかつたともあるので、養父直平が倉富に柳田の草稿を見せたのは、一九〇九年から一九一〇年頃のことであろう。すでにその頃から柳田と倉富の間にはある種の交渉があつたことが、これからわかる。と同時に、この柳田の回想は、倉富と柳田の関係が、もっぱら柳田の義父直平と倉富とが「親友」であつたことに由来するものであつたことを示している。

柳田直平は、嘉永二（一八四九）年信州飯田藩土安東辰武の次男として生まれ、元治二（一八六五）年同じ藩の柳田家の養子となり家督をついだ。一八七七年に司法省東京法学校に入学し、卒業後大審院判事末席に任官。一八九四年に大審院判事となり、一九〇六年に退職するまでその地位にあつた。嘉永六（一八五三）年生まれ、倉富よりは四歳年長だが、司法省に入ったのはほぼ同じ頃であり、任官時期も同様である。一八八六年前後にはどちらも東京始審裁判所に勤務しており、その後倉富は司法省本省、直平は東京控訴院から大審院へといつたたちがいはあつても、司法官としての経歴を着実に積み上げていった。その中で二人の間には「親友」と目される関係が築かれていたのである。

倉富勇三郎日記は一九一九年一月一日からはじまっているが、その一月五、六日条に倉富と柳田直平および柳田家との親密な関係を示す、次のような記述が見られる。

今日宮城ニテ矢野茂ニ遇ヒ、其第四女病篤ク死数日ノ間ニ迫ルコト、及ヒ柳田直平流行性感冒ヨリ肺炎ヲ起シタルモ、稍々快キ趣ナルコトヲ聞ク。既ニシテ柳田国男ニ遇フ。直平ノ病状ヲ問フ。既ニ快キモ全快マテニ八若干日ヲ費ヤスナラント云フ。

一月六日午前九時後ヨリ柳田直平ノ病ヲ問ヒ其妻ニ面会セントス。妻亦病ミ居ル趣ニテ次女某木越某（安綱）ノ妻トナリ居ル者予ニ面シ、直平ノ病状ヲ告ク。昨日聞ク所ト異ナルコトナシ。^③

倉富は、皇居で催された新年宴会で柳田直平がインフルエンザに罹ったことをこれも司法官仲間であった矢野茂から聞かされ、新年宴会に出席していた柳田国男にその養父の病状をたずねたうえで、翌日に牛込加賀町の直平の家に見舞いに行ったのである。その冬はインフルエンザが猛威をふるい、死者が多数でたので、心配になった倉富は自ら見舞いに赴いたのである。直平ばかりか妻の琴も臥せっており、倉富は直平の次女で木越安綱の妻となっていた貞子と会って病状を聞き、帰ってきたのであった。

二、柳田国男、図書頭就任を拒絶

柳田国男と徳川家達との間がうまくいっていないとの噂が倉富日記にはじめて出てくるのは、一九一九年四月二四日条である。この日、帝室制度審議会の会合から帰る途中、一緒に宮内省調査課長の杉栄三郎（法科大学を柳田と同年に卒業し、同じ年に高等文官試験に合格）に、倉富は「柳田力徳川家達ト善カラサルコトニナリタルハ意外ナリ」と語った。これに対して杉は「自分モ意外ナルカ、東久世秀雄ノ話ニ徳川ニ八気ニ入ルル人カ又八嫌ヒノ人カニ種アル

ノミニテ中間ノ人ハナク、柳田モ近来ハ第二種トナリ、書記員某（宮田光雄ナリシカ河井弥八ナリシカ）カ第一種トナリ居レリト云ヒタル」と応じている。徳川家達が「現任書記官長は事務に冷淡なるの傾きありて議員間の評判も宜しからざるに付き一考を乞ふ」と、柳田の更迭を原敬に求めたのが、四月一六日のことである。倉富と杉が柳田のことを話した四月下旬頃には、徳川と柳田の不和、および柳田の部下で静岡県掛川出身の河井弥八を徳川が寵愛するようになったことに不和の原因があるとの噂が官界消息通の間にある程度広まっていたものと思われる。ただし、倉富日記からは倉富本人がこの噂を誰から聞いたのかまでは明らかでない。なお、杉の言葉に出てくる東久世秀雄は内蔵の事務官であるが、宮内省に入るまでは貴族院書記官をつとめており、徳川の殿様ぶりによく通じていたのである。

次いで六月一〇日に倉富は、調度頭の小原駿吉から柳田についてさらに重要な話を聞かされる。貴族院男爵議員団体のことで最近柳田国男に会う機会があった小原は、単刀直入柳田に「君ハ図書頭トナル話アルニ非スヤ」と尋ねたところ、柳田は「其話ハアリ」と肯定し、さらに自分と徳川の関係の小原に説明したのである。

〔図書頭の件は 引用者注〕徳川議長（家達）カ自分（柳田）ヲ嫌ヒ居ルニ付、多分徳川ヨリ岡野敬次郎ニ話シタルモノナルヘシ。岡野ヨリ波多野敬直ニ話シ、波多野ハ自分（柳田）ヲ図書頭トナスコトハ承諾シタル趣ニテ、岡野ヨリ其話アリタレトモ、自分ハ固ヨリ就職ノ望ナシ。岡野ハ岡野ノ考ヘニテ自分（柳田）ノ友人トシテ図書頭ニ転任スル方利益ト思ヒ、宮内大臣ニ推薦シタリト云ヒ、徳川ノ依頼ナリト云ハサルモ、徳川カ河井弥八ヲ書記官長ト為シ度為メ、自分（柳田）ヲ転任セシメント思ヒテ為シタルコトニ相違ナシ。然シ岡野カ自分ノ意向モ問ハス、波多野ニ相談シ、波多野モ亦自分ノ意向モ知ラステ採用ヲ諾シタルハ共ニ不都合ニテ、岡野モ（タガ）ガ弛ミタリ。図書頭ハ現在ハ陸軍ノ医者タル森林太郎カ兼務シ、其前ハ理学ヲ修メタル山口鋭之助カ兼務シタル

モノナルニ、専務トシテ自分ヲ転任セシメントスルハ侮辱ノ甚キモノナルニ付、自分ハ決シテ就職セス。徳川モ自分（柳田）ヲ罷メント欲スルナラハ、右様ノ事ヲ為サ、ルモ自分ハ辞职スルニ、馬鹿ナル事ヲ為シタルモノナリ。徳川ハ河井ヲ拔擢セント欲スル為メニ為シタルコトナルモ、夫レハ行ハレ難ク、河井ヲ統計局長ト為シ、牛塚虎太郎ヲ書記官長トスヘキ模様ニテ結局徳川ノ拙ヲ現ハス文ケノコト、ナルヘキ……^⑥

小原からの伝聞というかたちではあるが、貴族院書記官長辞職問題について当事者である柳田が肉声で語った最初の記事がこれである。

この記事から、徳川の旧臣でしかも柳田の東大時代の恩師にしかつての上司であった岡野敬次郎が、柳田を図書頭に転任させるべく、宮内大臣の波多野敬直に運動し、波多野は柳田の受け入れをひとます了承したことがわかる。しかし、岡野の転任工作は、その言葉に反して、柳田を疎んじ、寵愛する河井弥八を書記官長に就任させようともくろむ徳川議長の意をうけたものと断じた柳田は、自分の意志をまったく無視して勝手に転任の話を進めたのはまったくもって不当であるとし、図書頭への転任を断つたのであった。

自分の好まぬ人間を排除するため、本人の意志を無視して裏工作を行った徳川と岡野に対する強い怒りと嫌悪感が柳田の言葉から読みとれる。「図書頭ハ現在ハ陸軍ノ医者タル森林太郎力兼務シ、其前ハ理字ヲ修メタル山口鋭之助力兼務シタルモノナルニ、専務トシテ自分ヲ転任セシメントスルハ侮辱ノ甚キモノ」といった物言いは、若年の時に直接教えを受けた鷗外に対しては尊敬の念を終始失うことがなかったと言われている、柳田にはおよそふさわしい言葉とはとても思えないが、これも怒りのあらわれと言えるかもしれない。

後年、柳田は「私を博物館長に転任さすといふことが、事前に洩れて新聞に出てしまった」と、転任先は帝室博物館長だったかのように回想しているが、これは記憶違いであって図書頭が正しい。森鷗外は図書頭兼帝室博物館総長

だったのである。なおこの記事から、岡野が波多野に図書頭転任の件を交渉し、柳田がそれを拒絶したのは、少なくとも六月一〇日より前のことであつたらしいことがわかる。なお注目すべきは、柳田の嫌悪感が一人徳川だけではなくて、その手先となつてはたらいでいながら、柳田には「岡野ノ考へニテ自分（柳田）ノ友人トシテ図書頭ニ転任スル方利益ト思ヒ、宮内大臣ニ推薦シタリ」と、おためごかしを言う岡野にも等しく向けられている点であろう。

小原と柳田はどちらも大礼使事務官として大正天皇の即位礼と大嘗祭に奉仕し、苦勞した仲であつた。そのこともあつて、公務上のつきあいとはいへ、このような立ち入つた話ができたのであろう。柳田の「大正七年日記」の一〇月二日条は、柳田の貴族院書記官長辞任問題では必ず言及される有名な一節、「河井君来、明後日の首相招宴のこと相談、議長の機嫌を今少し考へるやうにといふ話」を含むのでよく知られているが、同じ条に「廊下で久々に小原調度頭にあふ 東宮殿下を御送り申に行くとしてゆるりと話すことを得ず、大礼記録のことなどきけり」と記されているのは、まったくの偶然とはいへ、柳田がその八ヶ月後に小原に心情を語つたことを思うと、興味深いものがあるといえよう。

倉富の日記では柳田自身の言葉は上記の引用で終わっているが、話を聞いた倉富と小原の間で、その後柳田の性格につき次のような人物談が行われた。柳田の圭角のある言動が山県の不興をかつたと、小原は言うのである。実兄井上通泰との関係もあつて、柳田は山県系官僚の一員と見なされているが、倉富日記の記述が正しければ、大正初年の柳田は山県からは必ずしも好かれていたわけではなかつたようである。

御即位礼ノ時、柳田力、大嘗祭八宵ノ祭、暁ノ祭ニテ完了スルモノナリ。宵ノ祭ノミニ参スルコトヲ予定スル位ナラハ、初メヨリ辞退スヘキ旨ヲ以テ山県有朋ニ説キ、又大礼ノ時ノ席次ノ事（有爵議員ヲ議員トナリタル順序ニ依リテ席次ヲ定メタルコト）ニ付、山県ニ説明シ、席次令ノ結果ナリ、席次令ヲ枢密院ニテ可決シ置ナカラ其

結果ヲ不当トスル八不都合ナル旨ヲ述へ、山県ヲ怒ラシメタルコトアル旨ヲ話シタリ。^①

大嘗祭および即位礼の際に、自己の見解に固執して山県の怒りをつたとする倉富と小原の観測は、さもありませんと思わせるものがあるが、少し説明しておく、徹夜で行われる大嘗祭の秘儀は、その本質上、これを途中でわけることができないものだから、陪観する者も祭儀に参加する以上は、すべて徹夜を覚悟すべきであつて、宵から夜の儀式だけで帰るのは意味をなさないとというのが柳田の意見である。これは宗教上からすれば当然の主張だといつてよいが、多数の陪観者（その中には八〇才に手の届く老人で、十一月の夜寒がさぞ体にこたえたであろう山県自身も含まれる）を許すことにした手前、それが正論であるがゆえに、かえつて山県には腹立たしいものに思えたにちがいない。大嘗祭の終了後、古式にのつとる宗教上の儀式たる大嘗祭と、壮麗な近代的パフォーマンスであることを本質とする即位礼とを、同じ時に、同じ場所でおこなうのは大きな間違いだとする意見書を柳田は起草し、山県に提出しようとしてはたさなかつた。^② 山県の不興をかつた上記の主張も、柳田の憂えた大嘗祭と即位礼の矛盾のひとつのあらわれにほかならない。柳田にとつて笑い事ですまされるものではなかつた。しかし、山県にすれば、柳田は、博識ではあるが、小うるさい、融通の利かない、格式ばつた男にみえたにちがいない。

また、宮中席次令（一九一五年制定）についても、柳田の意見どおりにすれば、有爵議員の席次は爵位順ではなくなる。そんなことをすれば、有爵議員連中の鬨聲をかうのは避けられない。席次令は枢密院で可決されたのだから、枢密院議長である山県がそれに反対するのは理屈がとらなれないとする柳田の議論も山県の癪に障わらぬはずがない。しかし、宮中席次令では有爵者はすべて貴族院議員よりも高階に位置づけられているのだから、席次令の字面からすれば、そもそもここで問題にされている「有爵議員の席次」なる概念そのものが成り立たないはずである。この部分の倉富日記の記述はそのままには受け取れない。

当時の新聞は「大礼使中最も古典的な考へを持つてゐるのは柳田貴族院書記官長で却々形式が八釜しく仲間では鬼門々々と称してゐる」と揶揄しているが、柳田の古典に忠実で大まじめな形式論は、仲間に対してばかりか、この盛儀の総元締たる元老山県にとつても鬼門だったわけである。

三、柳田国男を宮内省勅任参事官に

徳川家達の意を汲んで、岡野が行つた図書頭への転任工作は、宮内大臣波多野敬直の同意を得ることはできたが、肝心の柳田が転任を拒否したので、そこで沙汰やみとなつた。あとでみるように、徳川・岡野のやり口に怒つた柳田は、完全にヘソを曲げ、徳川の謝罪があるまでは頑として転任ないし辞職の誘いを受け付けないことにしたのである。

ところが、図書頭の一件とはまったく別のルートで、柳田を宮内省に引き抜く話がほぼ同じ時期に宮内省内で検討されていた。もちろん、これは柳田自身のまったく関知しないところで進められた話で、そのような話があるとは、少なくとも初めのうちは、柳田自身は知るよしもなかつた。

宮内省では、大正の初年頃から積年の弊を一層するため、宮内省の制度改革が必要であると考えられていた。ようやくこの年になって、遅まきながら制度改革の準備として宮内省内に調査機関を設け、官制や法規の整理を行わせることが決まつた。最初は制度寮または調査局を新設する計画であつたが、改革に消極的な波多野宮相の反対により、局ないし寮の設置は避け、宮内省に参事官を置く縮小案として実現した^⑭。他の省とはちがつて、それまで宮内省には参事官が置かれていなかったのである。

宮内省に調査機関を設ける計画は、岡野が柳田の転任工作を進めていた一九一九年五月頃に、それと並行するかたちではじまるのだが、調査局長ないし勅任参事官の有力な候補者として柳田国男の名前が何度も浮上してくる。倉富

日記から消極、積極を問わず、柳田を推薦したが、適任であるとの見解を表明した人物の名をひろうと、宮内省では石原健三宮内次官、倉富帝室会計審査局長官、小原調度頭、省外では二上兵治枢密院書記官長、松村真一郎法制局参事官があげられる。

松村は法制局では柳田の後輩にあたり、倉富が波多野に勅任参事官の候補として推薦し、波多野の命で内交渉を行った人物である（その時点で倉富自身は柳田の就任には見込みがないと判断していた）。松村は、自分は適任でない、倉富の申し出を断るのだが、その際に「二上兵治柳田国男位ノ地位ニ在ル人力適当ニ非サルヤ」と述べている。また、憲法学者で枢密院書記官の清水澄を推薦する者がいたので、はたして清水は参事官に適任か否かを石原宮内次官が二上兵治に問うたところ、二上は、清水は現任の行政裁判所評定官が適任で、「参事官トシテハ柳田国男方適当ナルヘキ旨ヲ答ヘタ」のであった。^⑮すでにこの頃には、徳川と柳田の確執のことは広く知れわたっていたであろうから、柳田推薦の言葉には政治的な判断も加味されていると見るべきであろうが、しかしそれを割り引いたとしても、柳田が法制官僚としてまちがいに高い評価を受けていたことをこの事実は示している。

このように、柳田を新設の宮内省勅任参事官に迎える話が密かに進んでいた。もちろん、官僚生活に見切りをつけていた柳田は、たとえ交渉を受けたとしても、おそらくは断ったと思われるが、しかしこの人事そのものは、徳川、岡野の排斥工作とはまったく関係がなく、柳田にとって決して悪い話ではなかったはずである。

だが、実際には柳田に勅任参事官就任を求める打診はついになされなかった。なぜかと言えば、宮内大臣の波多野が柳田の起用に反対したからである。

六月一六日に石原次官と倉富が新設予定の調査機関のトップ人事について相談した際、石原は「自分（石原）ハ柳田ニテモ宜シト思ヘトモ、大臣ハ之ヲ好マス。他ニ適当ノ人ナキヤト云ヒ居レリ。大臣モ初メハ柳田ニテモ宜シカラント云ヒ居リタルカ、此節ハ之ヲ好マサルコト、ナレ（リ）」と述べており、^⑰最初から柳田が候補者の一人にあがっ

ていたこと、はじめは柳田に好意的であつた波多野が途中から態度を変え、否定的になつたことがわかる。倉富は、波多野が柳田起用を避けているのは、小原が指摘したように、山県が柳田を嫌つてゐるため、山県を憚る波多野が消極的になつたのではないかと、推測するが、真相は必ずしもそうではなかつた。

六月三〇日に倉富は波多野に会つて、直接柳田起用の件について波多野の意向を確かめた。その時の二人の会話はこうであつた。

倉富「先年柳田国男ヲ宗秩寮事務官ニ採用スルコトニ付柳田ニ相談シタルモ、其時ハ柳田力承諾セサリシモ、此節ハ事務モ異ナル故今一応柳田ニ話シ見テハ如何」

波多野「其時モ永ク事務官ノ儘ニ置ク積リニ非ス。都合ニテハ次官ニモ為サント思ヒタルモ、本人力承諾セス。是非トモ柳田ニ限ル訳ニ非サル故、一度拒絕シタル者ヲ復タ相談スル必要ナシ。加之徳川家達ヨリモ柳田ハ議員トノ折合悪シトテ宮内省ニ採用シ呉ヨト申込ミ居レリ。人ノ嫌フ者ヲワザワザ採用スルニモ及ハス」^⑧

つまり、岡野から持ち込まれた図書頭の件を柳田が拒絶したことをすでに知らされてゐる波多野は、徳川サイドから柳田の悪評を聞かされてゐたこともあつて、そのようないわくつき的人物を採用するのを嫌つたのである。波多野の考えがはつきりしたので、倉富も柳田のことはあきらめたよつで、これ以降は、柳田を推薦する人物に、柳田は候補外であることをおわせてゐる。六月末の時点で、柳田の勅任参事官就任には目がないことがはつきりした。結果論を承知で言えば、岡野が行つた図書頭への転任工作によつて柳田の勅任参事官就任の可能性は潰されたのであつた。

ここで注目すべきは、二人の会話に出てくる宗秩寮事務官の件であらう。柳田を宮内省に迎える話は、今回が初め

てではなく、それ以前にも一度、宗秩寮事務官転任の話のあったことがこの会話から判明する。どこまで本気なのか定かではないが、波多野は柳田を宮内次官に起用することも考慮していたという。同じ勅任官とはいえ、貴族院書記官長から宗秩寮事務官では、左遷とみられてもしかたがないだろうから、そのくらいの配慮は当然だったのかもしれない。ところが、その時も柳田は転任を断つたのである。いったい何時の話なのかはつきりしないが、柳田に宗秩寮転任の件を打診したのが倉富だとすると、倉富の宮内省入りが一九一六年一〇月一四日なので、この件は一九一七年または一九一八年のいずれかだと推測される。たぶん、宗秩寮の勅任事務官であった工藤一記が宮中顧問官に転ずる際の人事ではないかと思われるので、一九一八年の前半ではないだろうか。いずれにしろ、宗秩寮事務官および宮内省参事官と、二度にわたって柳田には宮内省入りの機会がおとずれたのである。これは従来まったく知られていなかった伝記的事実である。

なお、柳田よりもはるかに山県に近い山県系官僚である宮内次官の石原は、柳田はじつは山県の不興をかつているのではないかと憶測する倉富に対して、「決シテ右様ノ事ニ非ス。前年柳田宗秩寮ノ事務官ニ採用セントシタルトキモ山県公方柳田ヲ推薦シタル位ナリ」と、これを否定している。このことは小原や倉富の観測に反して、大嘗祭後も山県系官僚からは柳田はその一員とみなされていたことを意味しよう。

四、柳田国男、倉富勇二郎に心事を語る

七月五日の午後、司法大臣官舎で石渡敏一と会った倉富は、柳田について内密の話が聞かされる。石渡敏一は一八五九（安政六）年に、幕臣の家に生まれた。司法省に入り、倉富のあとの民刑局長を務め、一九〇三年から〇六年まで司法次官に在任した。司法大臣は波多野敬直である。旧徳川家臣で倉富の後輩にあたる人物ということで、石渡に白羽の矢がささったのであろう。倉富と柳田直平の関係を知る徳川側の誰かが、倉富に柳田の説得役を引き受けさせ

よつと考えたのである。石渡は倉富に次のように言った。

徳川家達（貴族院議長）ト柳田国男（貴族院書記官長）トノ折合宜シカラス。此事二付テ八双方トモ必ス理由アルヘシ。自分（石渡）ハ徳川ノ話ノミヲ聴キ、柳田ノ話ハ聴カサルニ付、何事モ徳川ノ言フ通りノミトハ思ハサルモ、徳川ノ言フ所ニテハ柳田力各地ニ講演ニ行キ、徳川ニテハ無断ニテ出掛ケ其所在モ分カラスシテ困ルコト多シトノコトナリ。依テ柳田今暫ク在職スルナラハ少シク注意シテ徳川ノ心安マル様ニ致ス様ニ話シ呉ヨ。

石渡の話では、徳川の柳田に対する不満は、議長である徳川に無断で、たびたび講演に出かけ、本務に精励していないという点にあった。この年の五月、柳田は前々年の中国・台湾・朝鮮旅行で興味をかき立てられた、海上生活者の調査のため九州に旅行したが、その最中に衆議院で火事が発生し、議場の屋根が焼けるという事件が起こった。さしいわい貴族院に被害は及ばなかったとはいえ、書記官長としては明らかに失態である。柳田自身も後年の回想で、「急いで東京に帰ってくるまでのうちに、もう大分批判があつて、さうでなくとも役所にはをられないと思つてゐたところだから、辛うじて大正八年までゐるのに非常に骨が折れた」と述べている。官吏と民俗学研究の二足のワラジをばく柳田に対して、にわかには風当たりが強まったのであろう。石渡は言外に、官吏をとるか、民俗学をとるか、二者択一を迫つたのだといえよう。

倉富は、柳田と徳川とは、「結局調和ハ出来難カルヘシ」と述べつつも、在職中は官吏として紀律を守るのが当然だから、柳田に自分から注意すべしと、石渡の依頼を引き受けた。と同時に、「注意ヲシテ徳川ノ方力直ニ本人ヲ処分スル様ニテハ余リ無意味ナリ。本人ガ注意スレハ、徳川ハ直ニ処分スル様ノコトハナカルヘキヤ」と、石渡に柳田の地位の保証をもとめた。ところが石渡は、「夫レハ大丈夫ナリ。徳川ノ方ニテハ直ニ本人ヲ処分スル様ノ事ナシ」と

言いつつも、「自分（石渡）等ヨリモ徳川ニ対シテ柳田ヲ処分スルナラハ何力適當ノ処ニ転セシメサルヘカラス。其手續ヲ講セスシテ只之ヲ罷ムル様ノコトヲ為シテハ宜シカ（ラ）スト云ヒ置ケリ。右ノ次第二付行成リニ罷免スル様ノコトハ為サ、ル訳ナリ。但シ柳田ハ官途ニテハ何処ニモ満足セサル趣ニテ南滿州鐵道ニデモ交渉セサルヘカラサルカト思ヒ居ル所ナリ」と、柳田を満鉄あたりに追いやる工作の進んでいることをにおわせたのであつた。²⁾

石渡の依頼を引き受けた倉富は翌日柳田直平に会い、石渡から聞いた話の概略を直平に告げた。直平はそれを国男に伝えることを約し、直平から話を聞いた国男は七月七日に倉富を訪問して、その心事を率直に語つた。倉富が直接聞いた、柳田国男の肉声ともいふべきもので、長文を厭わずに以下に全文を引用する（読者の便宜のため、適当に改段をおこつた）。

昨年新聞記者某ナル者来リテ、徳川議長力自分ヲ排斥スル手段ヲ講シ居ルコトヲ報セリ。某ハ実直ナル者ニ付、自分（国男）ハ故ラニ右様ナル事アルヘキ理ナシトテ其話ヲ引出シ、結局其事実アルコトヲ確メタリ。依テ徳川ノ旧臣ニテ家事ニ関係シ居ル山内長人ヲ招キ、議長ハ自分（国男）ニ何事モ話サス、岡野敬次郎ヲシテ自分ヲ転任セシムル運動ヲ為サシメ居ル趣ナルガ、議長力此ノ如キ事ヲ為スハ議長ノ為非常ナル悪結果ヲ生スル故、君ヨリ之ヲ止ムル方宜シカラント云ヒ、山内ハ予テ議長ニ不行届ノ事アラハ何事ニ限ラス自分（山内）ニ通知シ呉ヨ、自分ヨリ議長ニ話シ之ヲ改メシムヘシト云ヒ居リタル故、此事ヲ告ケタル次第ニテ、山内ハ其後來訪シ、議長ニ聞キ糾シタル処、議長ハ絶対ニ右様ノ事ヲ為シタルコトナシト云フ旨ヲ報シ来レリ。

是ハ実ニ驚クヘキ虚言ナリ。是ヨリ自分ハ急ニ体度ヲ一変シ、以前ハ一切ノ事ニ付議長ヲ助ケタルモ、其以後ハ当り前ノ職務丈ヲ執ルコト、為シテ今日ニ至レリ。此事ニ付岡野敬次郎ヨリ自分（国男）ニ対シ議長トノ関係面白カラサル故、君ノ為メニ宮内大臣ニ相談シ函書頭ニ採用スルコトヲ求メタル処、是ハ目的ヲ達スルコト、ナレ

リト云ヒタル故、自分（国男）八岡野ニ対シ自分へ一応ノ相談モナサステ、右ノ如キ交渉ヲ為シタルハ不都合
 千万ナリトテ之ヲ詰責シ、岡野頗ル当惑シタル様ナリ。

右ノ次第ニテ自分力辞職スルコト初メヨリ決心シ居ルモ、此際議長ヲ懲ラシ置ク必要アリト思ヒ、辞表ヲ出サ、
 ル所ナリ。依テ君（予）ヨリ石渡ニ対シ返事ヲ為ス必要アラハ、左ノ如キ趣意ニテ答ヘラル、コトヲ望ム。

（柳田ハ議長力岡野ヲシテ転任運動ヲ為サシメタル事アルコトヲ認め、議長ノ行動ハ甚タ不当ナリト思ヒ今日
 ノ体度ヲ取り居ルモ、若シ夫レカ柳田ノ誤解ニテ議長ニ右ノ如キ事ナカリシナラハ、柳田ハ議長ニ対シ謝罪スル
 ノミナラス、直グニ体度ヲ改ムヘシ。然レトモ議長ヨリ依頼セラレタルニ非スシテ岡野力擅ニ転任運動ヲ為シタ
 ルモノナラハ、自分（国男）ニ対シ不都合ナルハ勿論議長ニ対シテモ失礼千万ナルニ付、議長ヨリ岡野ヲ十分ニ
 詰責セラル、必要アリト思フ）（中略）

官途ノ情弊ニハ真ニ懲リ果テタルニ、如何ナル処ニモ転任スル意ナシ。岡野ガ愛憎甚シク党ヲ樹テ居ルコト、松
 本蒸（蒸）治力満鉄ニ入りタルモ岡野ノ周旋ナルコト、自分（柳田）カ罷メタル後河井弥八カ書記官長トナルハ
 当然ナルモ南弘ノ小策ニテ牛塚虎太郎ヲ書記官長ト為サントシ居ルコト、岡野力柳田ヲ嫌フ様ニナリタルハ、岡
 野力柳田ノ宮内書記官兼任ノ時兼任俸給百五十円ヲ増スコトノ周旋ヲ為サント云ヒタルニ、自分ガ夫レニ及ハス
 ト云ヒタルコトガ非常ニ感情ヲ害シ、其後自分ニ対スル体度ガ急ニ変リタル等（下略）²²

これを読むと、柳田という人の性格とものの考え方がなんとなく理解できるよう気がしてくる。倉富に語ったこ
 とがほんとうなら、岡野敬次郎を使った徳川議長の柳田転任工作は、一九一八年中からはじまっていたことになる。
 柳田の大正七年日記の二月二四日条に、「午後山内男来、用談」とあるが、これが山内長人との最初の会見とみて

よいだろう。²³ そうすると、新聞記者某から話を聞き出したというのは、あるいは同じ日記の二月一八日条にある「正午帝國ホテルにて慰問会終結の披露、多くの記者を招きたり 渡辺忠吾君と話す」²⁴がそれにあたるのかもしれない。柳田の言は日記によって裏づけがとれるのである。

山内を通じて、排斥工作など身に覚えがないとの徳川の返答を得た柳田は、その虚言におどろき、徳川を見限った。急に態度を一変し、それまでは一切の面倒をみていたのを、とおり一遍の仕事をするにとどめたのである。徳川がそれを喜ぶはずなく、ますます柳田憎しの気持ちがつよくなったにちがいない。そこで岡野を動かして、図書館の話をもとめさせ、柳田に転任を勧めたのだったが、それがまったくの逆効果であったことはすでにみたとおりである。柳田は辞職の覚悟を固めていたが、徳川にお灸をすえる意味で、わざと辞表を出さずに、居座ることにしたのであった。柳田が石渡に伝えて欲しいと倉富に提示した返事には明言されていないが、これは明らかに不当な排斥工作を行った徳川に対する謝罪要求である。徳川が事実を認め、自分に謝罪するまでは辞職をしないと柳田は言うのである。

ここまでこじれてしまっているのは、もはや仲介の勞をとるすべもないと考えたのであろう。倉富は柳田の回答を石渡に伝えるのをやめ、「君ヨリ其趣意ヲ直接ニ石渡ニ話ス方宜シカルヘシ」と忠告した。柳田がもはや官界に留まるつもりのないことを知った倉富は、この件から手を引くことにしたのである。

なお、柳田の言で注目すべきは、徳川と並んで徳川に手を貸した岡野に対しても激しい怒りを表明している点である。引用の最後の部分がとくにそうだが、大学での教え子であり、自分の部下であった人物を何時までも手駒のごとく自由勝手に動かそうとする岡野に、柳田は強い反発を覚えたのである。松本烝治は柳田と同窓の俊秀で、官界入りも同期であった。二人とも岡野の引きで農商務省に入省したのである。その後松本は東京帝國大学法科大学で商法担当の教授となり、岡野の学問上の後継者と目されていた。ところが一九一九年五月に突然休職となり、満鉄理事に転じたのである。柳田はこれを岡野が松本を排斥したと受け取った。石渡が柳田の満鉄入りをにおわしたことを考え

ると、あたらずとも遠からずといふところであろう。柳田の貴族院書記官長辞職問題は、徳川と柳田の不和・確執ととらえるだけでは不十分であり、少なくとも柳田の立場からみれば、徳川・岡野と柳田の不和・確執ととらえて、はじめてその実相が明確になるのではないのだろうか。「岡野が愛憎甚しく党ヲ樹テ居ル」との柳田の言を信するならば、柳田自身はどこまでそう認識していたのかは別としても、柳田の官界入りの事情、法制局転任の経緯からすれば、官界での柳田のボスは岡野であったとみるべきである。これはまったくの推測だが、辞職問題での岡野の関与ぶりから逆算すれば、柳田の貴族院書記官長就任にも岡野の介在があつたのかもしれない。岡野はその政治的閱歷をみれば明らかのように、必ずしも山県・桂系官僚とはいえない。かといつて純然たる政友会系でもなく、大正期には伊東已代治、平沼騏一郎とともに独自の勢力たらしめる動きも見せていた。柳田の官界での位置は岡野との関係を念頭において考察されるべきであろう。

倉富の助言にしたがつた柳田は石渡と連絡をとり、直接石渡に返事をしたのだと思われるが、その後の経緯は不明である。倉富は八月に福岡県に帰郷しており、日記に再びこの問題があらわれるのは、一〇月一日になつてからである。この日、蜂須賀正韶の催した園遊会で石渡敏一に会つた倉富は、柳田国男と徳川家達との関係がその後どうなつたのかを聞いた。石渡は「柳田八九月二至レハ辞職スル旨ヲ言明シ居リタルモ、近来二至リテハ之ヲ変更シ、辞職セスト云ヒ居レリ。柳田八中々執拗ナリ」と答えている。

一〇月一五日には柳田が倉富の家に来訪し、再び次のように語つた。

予ノ辞職ノコトハ疾ク決心シ、其準備ヲ終ハリタルモ、石渡敏一ヨリ何等ノ事ヲ申来ラサル故、岡野敬次郎ニ書ヲ贈リ、此儘経過スルコトハ徳川議長（家達）ノ為メ不利益ナルニ付、何ト力解決ノ方法ヲ講セサルカト申遣ハシ、岡野ヨリ此事ニ付テハ何力行違アルト思フニ付、熟談致シ度一度来訪セヨト申来リ。予（柳田）ヨリ更ニ書

ヲ贈リ、君（岡野）ヨリ話シ度アルヘキモ、自分（柳田）ヨリ此事ニ付君ト面会スルコトハ迷惑ナリト申遣ハシタリ。

然ルニ其後何方ヨリモ何タルコトモ申シ来ラサルニ付、更ニ徳川ニ書ヲ贈リ聞ク所ニ依レハ君ハ近日支那ニ行カレ、由、自分（柳田）ノ問題ヲ解決セスシテ支那ニ行カレハ、君ノ為メ不利益ナル故、支那行ヲ止メ、此重大問題ヲ解決セラル、方宜シカルヘキ旨ヲ申遣ハシ、又徳川ニ書ヲ贈リタル丈ニテハ徒ニ徳川ヲ困シムルコト、思ヒタル故、石渡ニモ書ヲ贈リ、徳川ニ書ヲ贈リタル始末ヲ報シ置タリ。自分ヨリモ黒田副議長（長成）ニ此事ヲ話サントハ思ヒタルモ、是モ黒田ヲ困ムルノミト思ヒ見合せ置タル処、徳川ヨリ直ニ黒田ニ話シタル趣ニテ黒田ハ非常ニ困リ居レリ。

今日トナリテハ自分（柳田）ヨリ何等カノ廉ナクシテ辞スル訳ニモ行カサル故、辞職セサルコトニ決シタリ。左リトテ此次ノ議会ヲ此儘ニテ過スコトハ議長モ困ルヘシ。議長ハ五週間位ニテ帰ル趣ニ付兎角夫迄ハ此儘経過スル積リナリ。

本年五（ママ）月石渡ト話合ヒタルトキ自分（柳田）ハ君（予）ニ話タル通り石渡ニ対シテモ徳川ヨリ謝スレハ直ニ辞スル旨ヲ告ケ、石渡ヨリ何ト力通知スルコトニ約シ置タリ。其後聞ク所ニテハ石渡ヨリ岡野ニ対シ徳川ヨリ謝スルコトニスル様相談シ、岡野モ之ニ同意シタリトノコトナリ。依テ自分（柳田）ハ石渡ニ対シ君ハ中口ヨリ此事ニ関係シタル故徳川ヲシテ謝セシムルコトモ出来サル訳ニハ非サルヘキモ、岡野ハ右様ナルコトガ出来ル訳ニ非スト云ヒ置タリ。²⁶

柳田の言を信じれば、柳田はあのと石渡に会い、徳川が謝罪すれば、自分はいつでも辞職するつもりであると返答したことになる。石渡も徳川に謝罪させて解決しようとしたのだが、どうやらうまくいかず、時間がたつうちに、

石渡からの返答がないのに業を煮やした柳田が岡野に手紙を出して解決を促し、さらに徳川にも手紙を出して、予定されている中国旅行を中止して、先に柳田問題を解決するよう（「柳田への謝罪を」求めたのであった。徳川は一月一四日に日本を出発している。石渡の言葉「柳田八月二至レハ辞職スル旨ヲ言明シ居リタルモ、近来ニ至リテハ之ヲ変更シ、辞職セスト云ヒ居レリ」を考慮すれば、柳田が徳川に手紙を書いたのは、九月末頃であると推測される。柳田の回想にある「徳川さんに長い手紙を送つて、書記官長と三太夫の差別を教えてあげるといふ手紙を出した」というのは、この時の手紙をさすのであろう。柳田はあくまでも、徳川・岡野の謝罪を求めて、徹底抗戦のかまえをとつたのである。ここでも柳田は岡野に対して手厳しい。岡野に会うことを拒絶し、岡野と徳川は同罪であると断定している。

柳田の述懐を聞かされた倉富は、「先日蜂須賀ノ園遊会ニモ石渡ニ逢ヒ此事ノ話ヲ為シ石渡八月二至レハ君（柳田）カ辞職スルコトニナリ居リタル処、其事ガ又変更セリト云ヒ居リタリ。若シ予ガ中間ニ立チテ話ノ取次ヲ為シタラハ必ス行違ノ責任ヲ負ハサルヘカラサル所ナリシモ、君等ガ直接ニ話シタル故予ハ責任ヲ免レタリ」とだけ述べて、それ以上は何も言わなかった。

以上で柳田の貴族院書記官長辞職にまつわる倉富日記の記述は終わりである。以後柳田が倉富を訪問することはなく、一月二三日に辞表を出したあと、倉富に対して報告なり、挨拶がなされることはなかった。倉富日記からは、一月一四日の時点ではまだ徹底抗戦の構えをくずさなかった柳田が、どのような心境の変化を経て、一月二日に辞表を出すにいたつたのか、この問題にいかにして最終決着がつけられたのか、その経緯を知ることができない。柳田は首尾よく徳川と岡野の謝罪を勝ちとつて辞職したのであろうか。それとも謝罪のないまま、このあたりが引き時と見切つて、官界に別れをつけたのであるうか、あるいは刀折れ矢尽きて敵の軍門に降らざるをえなかったのか。

原敬日記の記述にしたがえば、一月に入ってから徳川側は一族をあげて原敬に泣きつき、原は横田千之助法制局

長官をして柳田の説得にあたらせた結果、ついに二月二日に原に辞意を申し出たとなっている。後年の柳田の回想では、「間に原敬などが入り、それでは役人がつとまらないといふので、つとまらないならばやめますといつてやめてしまった」のである。最終的には原敬が柳田に引導をわたしたことになる。原がこの事件に介入した裏には原の進める両院縦断政策があつたと思われる。原が提携をめざした研究会内の親政友派（水野直、青木信光、小笠原長幹等）は研究会のヘゲモニーを掌握するため、徳川家達の擁立を目論んでいた。水野直は原に「若し官僚（山県系をさす引用者）」と一戦を試むる場合には徳川を必要とす^⑪と語り、その上で「徳川と柳田書記官長との事件は如何可相成哉」と原に事件の解決を促した。原にとって柳田は、研究会との提携を進めるにあたって、排除しておかねばならぬ「小の虫」だつたわけである。^⑫

なお、翌二〇年一月三日に知人の葬儀で顔を会わせた柳田直平に、倉富は宮内省勅任参事官に就任の希望があるかどうか、国男の意向を問うよう依頼している。^⑬しかし、これは直平への友情のしるしとして洩らされた言葉とみるべきであろう。倉富も、直平も本気で柳田を勅任参事官にしようなどとは思っていないにちがいない。さらに同年五月二日、倉富家を訪問し、国男の貴族院書記官長の辞任について話をした直平に、倉富は「世論ハ必シモ国男ヲ非トセス。徳川家達ノ狭量ヲ議スル者アル様ナル」模様だと、慰めている。^⑭

おわりに

柳田国男の貴族院書記官長辞職の原因となつた徳川との不和・確執が何に由来していたのか、いくつかの先行研究は「徳川の私行」とそれに対する柳田の抵抗を原因のひとつにあげている。この説は、主として原敬日記の「貴族院書記官長柳田国男は兼て徳川議長と不和にて、其間には徳川の私行に關し種々の事情も之ありて柳田は頑として反抗の由にて」とある記述に、史料的な根拠をおいており、岩本由輝『柳田國男』（一九八二年）、岡谷公二『貴族院書記

官長柳田国男』（一九八五年）がその代表例とみなせる。とくに岡谷は、徳川の貴族院議長辞任（一九三三年）の眞の原因は「女性問題」であったとする後藤武男の解釈を手がかりに、「徳川の私行」は「女性問題」であり、この種の問題に潔癖であつた柳田が徳川を「強く批判し、年来の不信を一挙に増幅させて、「頑として反抗」するに至つたとは、ありうることである」との推測を下している。³⁶

しかし、倉富日記に出てくる柳田は「徳川の私行」には一切ふれていない。柳田の怒りは、もっぱら徳川の排斥工作とそれを指摘されても認めようとしない不誠実な態度に向けられていた。倉富は宮内省の高官であるから、徳川の秘事を明かすのを憚らなければならない相手ではない。にもかかわらず、柳田は倉富に「徳川の私行」については何も語らなかつた。このことは、「徳川の私行」が両者の不和・確執の原因のひとつであつたとする先行研究に対する反証となりえよう。

もっとも、徳川に問題となる「私行」がまつたくなかつたわけではない。一九三二年二月初めに、牧野伸顕（宮内大臣）が倉富に「徳川家達ノ陰事」を語つて聞かせている。牧野の語つた「陰事」は「女性問題」ではなかつた。徳川の性的な嗜好は同性に向けられていたのである。徳川家が口止め料に一万円を払つたと聞いた牧野が、当時の宮内大臣波多野に確かめたところ、波多野はそれを事実と認めた。また、牧野は徳川の実弟である徳川頼倫からも「兄（家達）カ恥ヲ知ラス、今尚ホ公職ヲ執リ隠退ノ考ナキニ八困ル」と聞かされてもいる。口止め料を払つたのは「四五年前」のことであり、波多野が宮内大臣だつた頃なのだから、柳田はもちろん貴族院書記官長であり、当然その耳にも入つていたはずである。しかし、「宗秩寮総裁（一九二一年一〇月から倉富は宗秩寮総裁事務取扱となつている）カ知ラスニテ八困ル」として牧野からこの「陰事」を聞かされるまでは、倉富はこの件をまったく知らなかつた。このことは、柳田が倉富に対して「徳川の私行」について一切語らなかつたことを意味する。

むしろ「徳川の私行」に敏感だつたのは、臍に傷もつ身の徳川側ではなかつたか。彼らは頑強に抵抗する柳田が最

後の手段として、スキヤンダルを暴露するのではないかと、自分たちの影に恐れを抱いたのではなからうか。それが原敬日記の記述となつてあらわれたのではないか。牧野が倉富に語ったところによれば、徳川の「陰事」は華族中には知る者も多く、松浦厚伯爵はそれをもとに徳川の学習院総裁就任の話をつぶしたらしい。松浦は研究会内では山県系に近く、反政友派の中心人物と目されていた。^⑧うがった見方をすれば、柳田問題がこじれて思わぬ方向に飛び火し、研究会の内紛とむすびつきかねない事態を原敬は事前に防止しようとしたのかもしれない。

- ① 柳田国男、「谷中墓地の碑文」、『定本柳田国男全集』別巻第三、筑摩書房、一九六四年、一九二頁。
- ② 柳田直平の経歴は、柳田国男研究会編『柳田国男伝』三一書房、一九八八年、一三三二頁による。
- ③ 「倉富勇三郎日記」(国会図書館憲政資料室所蔵) 大正八年一月五日、六日条。日記の引用に際し、かなづかいは原文を尊重したが、漢字は通行の字体にあらためた。また、読者の便宜のため、適当なところに句読点を補い、適宜改行を加えた。なお、柳田国男の「大正七年日記」の二月三〇日条には、「加賀町へゆく、父上熱高し、インフルエンザなるべしといふ」とあり、また二月三二日条には、「けさ母上より電話にて父君病氣の話あり」との記述がみられる(『定本柳田国男全集』別巻第四、筑摩書房、一九六四年、三四三頁)。
- ④ 「倉富勇三郎日記」大正八年四月二四日条。
- ⑤ 原奎一郎編『原敬日記』第五巻、福村出版、一九八一年、八五頁。
- ⑥ 「倉富勇三郎日記」大正八年六月一〇日条。
- ⑦ 柳田を図書頭に転任させる件は、宮内次官の石原健三に相談なしに進められた。あとでこの話を聞いた石原は、「図書頭二ナスノ相談八自分(石原)ハ少シモ聞キタルコトナシ。右様ノ事ハ話シ呉レサレハ困ル」と、倉富にこぼしている(『倉富勇三郎日記』大正八年七月七日条)。
- ⑧ 『柳田国男伝』三六六頁。

- ⑨ 『定本柳田国男全集』別巻第四、三〇五頁。
- ⑩ 『柳田国男伝』三三三頁。
- ⑪ 「倉富勇三郎日記」大正八年六月一〇日条。
- ⑫ 『柳田国男伝』三五五頁。
- ⑬ 右同、三五四頁。
- ⑭ 宮内省に調査局を置く一件の顛末については、「倉富勇三郎日記」大正八年、五月三〇日、六月七、一六、二六、三〇日、七月七、一九日条に記述あり。
- ⑮ 右同、大正八年七月四日条。
- ⑯ 右同、大正八年七月七日条。
- ⑰ 右同、大正八年六月一六日条。
- ⑱ 右同、大正八年六月三〇日条。
- ⑲ 右同、大正八年七月五日条。
- ⑳ 「退官」『回想七十年』(『定本柳田国男全集』別巻第三、三九二頁)。
- ㉑ 「倉富勇三郎日記」大正八年七月五日条。
- ㉒ 右同、大正八年七月七日条。
- ㉓ 『定本柳田国男全集』別巻四、三四一頁。山内長人は陸軍中将、日露戦争の功績で男爵を授けられている。
- ㉔ 右同、三四二頁。
- ㉕ 「倉富勇三郎日記」大正八年一〇月一日条。
- ㉖ 右同、大正八年一〇月一五日条。
- ㉗ 柳田が辞職の際に新聞記者に語った談話には、「九月三十日に、辞意などはまったく無いといふことを、議長によく言明しておいた」とあるが、『柳田国男伝』三六九頁、これは徳川に手紙を出したことをさすのである。
- ㉘ 『柳田国男伝』三六六頁。
- ㉙ 『原敬日記』第五巻、一七三、一七六、一八九、一九二頁。

- ③〇 『柳田国男伝』 三六六頁。
- ③① 『原敬日記』 第五卷、一八九頁。
- ③② 川田稔も、原敬が柳田の辞職問題に介入したのは、その両院縦断政策を遂行するためであったとの解釈を下している（川田『原敬 転換期の構想』 未来社、一九九五年、二二二頁）。
- ③③ 「倉富勇三郎日記」 大正九年一月二三日条。
- ③④ 右同、大正九年五月二日条。
- ③⑤ 『原敬日記』 第五卷、一九二頁。
- ③⑥ 岡谷公一『貴族院書記官長柳田国男』 筑摩書房、一九八五年、一七九頁。
- ③⑦ 「倉富勇三郎日記」 大正二一年二月七日条。
- ③⑧ 『原敬日記』 第五卷、一七八頁。

（京都大学大学院教授）